

# 法人番号の構成

法人番号（13桁）は、12桁の「基礎番号」と1桁の「検査用数字」により構成されています。（政令35①）

設立登記法人の基礎番号は、商業登記法に基づき登記簿に記録される12桁の番号（会社法人等番号）です。（政令35②）  
 設立登記法人以外の者の基礎番号は、他のいずれの法人番号の基礎番号や、いずれの会社法人等番号とも異なるよう定められます。（政令35③）

法人等の区分		番号の構成（桁数）												
		検査用数字	基礎番号											
			13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
国の機関	立法機関	1~9	0	0	0	0	1	1						一連番号
	行政機関		0	0	0	0	1	2						一連番号
	司法機関		0	0	0	0	1	3						一連番号
地方公共団体			0	0	0	0	2	0						一連番号
			0	0	0	0	3	0						一連番号
設立登記法人		1~9	会社法人等番号(12桁)											
			登記所コード(4桁)				組織区分(2桁)		一連番号(6桁)					
			0	1	0	0								
		5	0	0	0									
未使用		6												
設立登記のない法人 人格のない社団等		7	一連番号											
未使用		8												
		9												

検査用数字(チェックデジット)は、以下の算式により、算出されます。（財務省令2）

【算式】

$$9 - \left( \sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

P<sub>n</sub> : 基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字  
 Q<sub>n</sub> : nが奇数のとき 1、nが偶数のとき 2